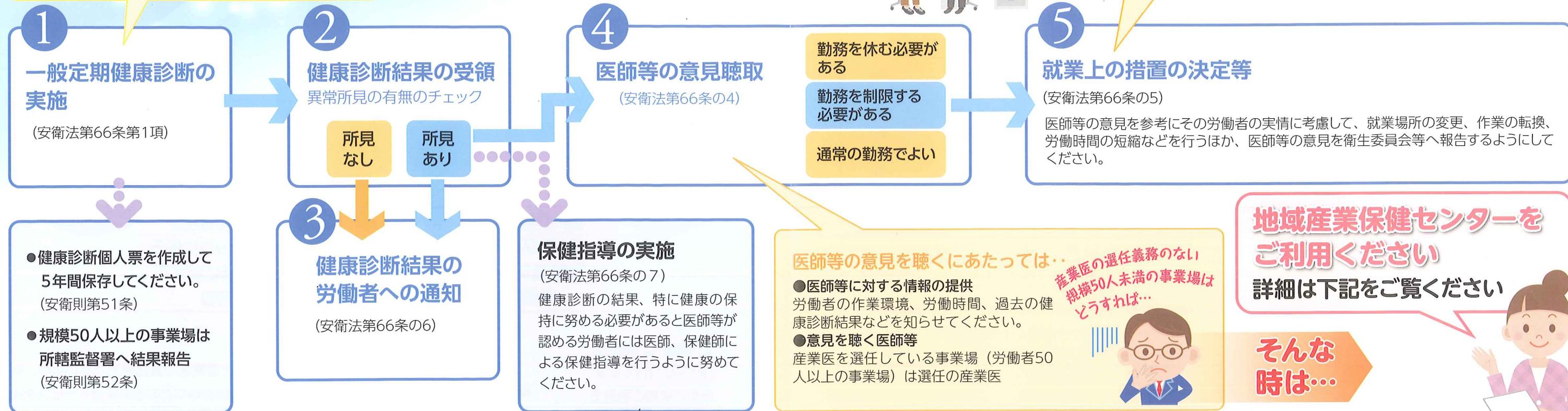


健康診断の実施と事後措置の概要

一般定期健康診断とその後の流れ

対象となる労働者全員が受診できる配慮が必要です。



地域産業保健センターの業務内容

(注意事項) ① 地域産業保健センターの利用は事前の申込みが必要です。また、利用回数に制限があります。
② 総括産業医（企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導する産業医）がいる小規模事業場は支援対象外です。

1. 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことが出来ます。

※事業者は健康診断結果に基づき当該労働者の健康を保持するための必要な措置について、健診実施日から3か月以内に医師等の意見を聽かなければなりません（安衛法第66条の4）。

2. 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

3. メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を感じている労働者やストレスチェックにおいて高ストレスと評価された労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

4. 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外、休日労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレス者とされた労働者に対し、疲労の状況や心身の状況の把握など医師の面接指導を行います。

◎長時間に対する医師面接指導対象者【義務】

- ① 労働者（裁量労働制、管理監督者含む）…安衛法第66条の8
月80時間超の時間外、休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者（申出必要）
- ② 研究開発業務従事者…安衛法第66条の8の2
①に加えて、月100時間超の時間外・休日労働を行った者（申出なし）
③ 高度プロフェッショナル制度適用者…安衛法第66条の4の2
1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について月100時間を超えて行った者（申出なし）
- ◎ストレスチェック結果による医師の面接指導対象者【義務】…安衛法第66条の10
ストレスチェックの結果が高ストレスであり、ストレスチェック実施者が「面接指導が必要である」と判定した労働者（申出必要）

5. 個別訪問指導による産業保健指導の実施

事業場の作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、専門家が労働衛生管理に関する総合的な助言・指導を行います。

例えば、労働基準監督署から、粉じん業務や有機溶剤業務に関して指導を受けた、具体的にどのように職場改善をしたらいよいか？など、作業環境管理・作業管理等の作業現場の改善等について、「労働衛生工学専門員」が事業場を訪問して、労働衛生工学の見地から産業保健指導を実施します。